

別表

補助対象作業	補助対象者	補助対象経費及び補助率（上限）
一般作業 （稲作・野菜・果樹・きのこ） 剪定作業 技術作業	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）（以下「強化促進法」という。）第12条の規定により認定を受けた認定農業者、町の新規就農者名簿に登載された者で、補助申請年度を含む5年以内の就農者（以下「新規就農者」という。）及び強化促進法第14条の4の規定により認定を受けた認定新規就農者	申請日時点で、山ノ内町農業委員会が公表する「農作業標準労賃・機械作業料金表」に基づく賃金または実際に支払った賃金のいずれか低い額（時間単価）×1日の労働時間（昼食時間を除き8時間以内）×対象雇用人数（2人以内）×雇用期間（雇用人1人当たり年間10日以内）×40%以内
	上記に該当しない者	申請日時点で、山ノ内町農業委員会が公表する「農作業標準労賃・機械作業料金表」に基づく賃金または実際に支払った賃金のいずれか低い額（時間単価）×1日の労働時間（昼食時間を除き8時間以内）×対象雇用人数（2人以内）×雇用期間（雇用人1人当たり年間10日以内）×25%以内
機械作業	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）（以下「強化促進法」という。）第12条の規定により認定を受けた認定農業者、町の新規就農者名簿に登載された者で、補助申請年度を含む5年以内の就農者（以下「新規就農者」という。）及び強化促進法第14条の4の規定により認定を受けた認定新規就農者	申請日時点で、山ノ内町農業委員会が公表する「農作業標準労賃・機械作業料金表」に基づいて算出した賃金または実際に支払った賃金のいずれか低い額×雇用回数（年間3回以内）×対象雇用人数（1回あたり1人まで）×40%以内
	上記に該当しない者	申請日時点で、山ノ内町農業委員会が公表する「農作業標準労賃・機械作業料金表」に基づいて算出した賃金または実際に支払った賃金のいずれか低い額×雇用回数（年間3回以内）×対象雇用人数（1回あたり1人まで）×25%以内